

## 欧州での「ルービックキューブ」の立体商標

2023年12月22日

執筆者 弁理士 岡田充浩

### 1 概要

クリスマスシーズンが到来です。今年は、おすすめの 5 大クリスマスプレゼントに挙がるほど「ルービックキューブ」が再々燃しています。一方で、欧州連合の IP ヘルプデスクの 2023 年 11 月 23 日付け記事に依れば、The EUIPO Board of Appeal (1 審) において「ルービックキューブ」の立体商標登録が無効とされました。世間では「ルービックキューブ」の派生商品が多数販売されていますが大丈夫でしょうか。本稿ではルービックキューブの立体商標の事案について御紹介致します。

### 2 ルービックキューブの立体商標

#### 2. 1 ルービックキューブとは

ルービックキューブは、ハンガリーの建築学者でブダペスト工科大学教授だったエルノー・ルービックにより 1974 年に考案され、1977 年にハンガリーのポリテクニカ社から「マジック・キューブ」の商品名で発売されました。その後、販売権を獲得した米国のアイデアル・トイ社から「ルービックキューブ」の商品名で販売されました。日本では 1980 年にツクダオリジナル社から販売されました。その後は下火となりますが、「速解き競技」等の競技性を持たせて 2000 年代に再燃し、その後 2020 年代に再々燃しています。ルービックキューブ商標は、複数の権利者夫々により商標登録がなされ、欧州 (EUIPO) では 6 つ権利者夫々により商標登録がなされています。

#### 2. 2 欧州での立体商標登録

欧州でのルービックキューブ商標は、文字商標のみならず、立体商標の商標登録が目立ちます。これは欧州の一般公衆では立体商標を出所の指標として認識することに慣れているとして、立体商標の登録要件が比較的緩やかなためです。具体的には立体商標としての商品やパッケージの形状が商品及びサービスに関連する分野の基準や慣習からかなりかけ離れている場合には、生来的な自体商品識別力が認められます (理事会規則(EC)No. 207/2009 の第 7 条(1) (e) (ii) 等)。

#### 2. 3 2016 年 11 月の立体商標登録の無効判決

欧州では立体商標が商標登録される一方で、その登録性が争われています。2006 年には英国の Seven Towns Limited 社保有の立体商標が、独逸の Simba Toys 社から商標登録の無効審判を請求されました。

EUIPO 内の Board of Appeal (1 審、2 審) 及び一般裁判所では商標登録が有効と判断されましたが、上訴の欧州司法裁判所 (ECJ) で商標登録が無効と判断され、権利者が逆転敗訴となりました。当該判断では商品の外形上から見えない内部の回転機構に技術的特徴

や機能的特徴を有するとされ、商標の保護が相応しくないとされました（理事会規則(EC) No. 207/2009 の第7条(1)(e)(ii)）。

その後、英国の Spin Master Toys UK Limited 社（以下「Spin 社」といいます）が、新たな立体商標を商標登録しました。同社の立体商標は以下のとおりです。

<b>RUBIK'S RUBIKS.COM</b>		<b>Regional Trademark Registration Registered (June 22, 2023) Number 018843871</b>
<b>RUBIK'S RUBIKS.COM</b>		<b>Regional Trademark Registration Registered (June 22, 2023) Number 018843801</b>
<b>RUBIK'S RUBIKS.COM</b>		<b>Regional Trademark Registration Registered (June 22, 2023) Number 018843832</b>
<b>Rubik's RUBIKS.COM</b>		<b>Regional Trademark Registration Registered (January 28, 2023) Number 018771669</b>

他、5 立体登録商標あり。



なお同社の立体商標には真贋判別のためのロゴ書体文字がいずれかの面に付されています。

## 2. 4 2023 年 11 月の立体商標登録の無効審判

ブームの再燃に応じて争いも再燃され、上記の Spin 社保有の立体欧州商標が、Verdes Innovations S.A. 社（以下「Verdes 社」といいます）から商標登録の無効審判を請求されました。その結果、EUIPO 内の Board of Appeal（1 審）で立体商標の登録が無効と判断されました。

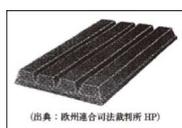
Verdes 社は、本件の立体商標の「立方体の形状」「黒のグリッドの構造」「異なる着色」夫々がパズルゲームの機能として本質的部分であり、理事会規則(EC)No. 207/2009 の第7条(1)(e)(ii)の「技術的結果を得るために必要な商品の形状」に該当し、識別性の欠く商標である、と主張しました。

一方で Spin 社は、本件の立体商標の「立方体の形状」は必須でなく「色」は単なる装飾であり「別の形状」でも同じ結果を達成できる、と反論しました。またルービックキューブの「特定の色の組み合わせ」は識別性を獲得しており、ルービックキューブの起源の標識として機能しているため、商標として登録される、と反論しました。

しかしながら EUIPO 内の Board of Appeal (1 審) は、6つの異なる色の表面を作成してパズルを完成させるという技術的結果を達成するには、「立方体の形状」「黒のグリッドの構造」「異なる着色」夫々が必須である、と判断しました (理事会規則(EC)No. 207/2009 の第 7 条(1)(e)(ii))。また「異なる色の装飾」は、技術的特徴/機能的特徴に過ぎず、商標の使用実績の蓄積に寄与しない、と判断しました。そして仮に使用によって独特の特徴を獲得した場合であっても、技術的結果を得るために必要な商品の形状については、商標登録を無効と宣言しなければならない (理事会規則(EC)No. 207/2009 の第 52 条(2)) との規定に基づき、本商標登録が無効との審決を下しました。なお当該審決は確定ではありません。

### 3 その他の欧州での立体商標登録

過去には Nestle SA 社保有の立体商標が、Cadbury Schweppes 社から商標登録の無効審判を請求されました。



EUIPO 内の Board of Appeal では欧州連合内での使用に基づき識別性 (Secondary Meaning) を獲得しているので商標登録が有効と判断されました。しかし裁判所では EU 加盟国の一部での使用に基づく識別性の獲得 (Secondary Meaning) の証拠が立証されていないとして商標登録が無効と判断されました。欧州では実際の使用事実に基づいて識別性の獲得 (Secondary Meaning) を立証することは、容易でないようです。

### 4 むすび

欧米のプロダクトデザインは、個性を主張し得るブランド性やステータス性が重視されると言われており、製品の機能性が重視される日本のプロダクトデザインと異なります。依って欧米ではライフサイクルの長いプロダクトデザインが多数見受けられ、立体商標による保護が活用されます。

一方で立体商標は、商品の実用的機能性や美的機能性や本質的価値を付与する形状である場合には登録が無効となります (理事会規則(EC)No. 207/2009 の第 52 条(2))。そのため、立体商標では著作権や意匠との組合せを通じて多面的な保護がなされるのが一般です。欧州での立体商標登録を行う場合には、多面的な保護を検討なされることが大切です。

以上